

各種助成事業

高齢者等雇用促進事業

事業主の方を対象に、次の助成金を取り扱っています。  
**定年引上げ等奨励金**  
 中小企業定年引上げ等奨励金

高齢者雇用確保措置のうち「65歳以上への定年引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」を実施した事業主に支給されます。

70歳定年引上げ等モデル企業助成金  
 70歳以上まで働くことができる新たな職域の開発等に関する計画の認定を受け、波及効果のあるモデル的な取り組みを実施した事業主に支給されます。

中小企業高齢者雇用確保実現奨励金  
 傘下の中小企業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に支給されます。

**高齢者等共同就業機会創出助成金**  
 45歳以上の高齢者等3人以上が、自らの職業経験等を活用することにより、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について支給されます。

〔社〕千葉県雇用開発協会高齢者等事業部  
 ☎043(225)7931  
**地図番号①**

種類

退職金の確保は国の中退共制度で!!  
 中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部職工型の国の退職金制度です

国の奨励金助成があります  
 ●新加入の従業員に対して、1か月以内の間に、従業員2人以上の会社(1人以上は65歳以上)を設け、中退共の加入を奨励します

有利な特典  
 ●優遇手続料、管理費は一切不要です  
 ●貸付は必要経費です  
 ●退職金が不足が心配しないため、追加給付は不要です

簡単管理  
 ●国が、新卒の採用時、毎半年ごとに給付状況や退職金給付に特化したシステムを構築しています  
 ●国が、新卒の採用時、毎半年ごとに給付状況や退職金給付に特化したシステムを構築しています

退職金制度から移行先  
 ●国が、新卒の採用時、毎半年ごとに給付状況や退職金給付に特化したシステムを構築しています  
 ●国が、新卒の採用時、毎半年ごとに給付状況や退職金給付に特化したシステムを構築しています

お問い合わせ先  
 千葉県労働部産業人材課  
 〒105-8577 東京都港区芝公園1-7-5  
 TEL: 03-3436-0151 FAX: 03-3436-0400  
<http://chibatkyo.taisyokukin.go.jp>

障害者雇用促進事業

障害者の雇用等を円滑に進めるお手伝いをします。  
 事業主の方を対象に、次の助成金を取り扱っています。  
 障害者作業施設設置等助成金  
 障害者の雇入れまたは雇用継続のため、作業施設等の改善、整備を行う事業主が対象です。

障害者介助等助成金  
 障害の種類や程度に応じた適正な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する事業主が対象です。  
 重度障害者等通勤対策助成金  
 障害者の通勤を容易にするための措置をする事業主等が対象です。

〔社〕千葉県雇用開発協会障害部  
 ☎043(225)7930  
**地図番号①**

**パートタイマー均等待遇推進助成金**  
 パートタイマーの「活力」を企業発展に活かそう! 短時間労働者の均等待遇に向けた取り組みに努める事業主の方

種類

中小企業子育て支援助成金  
 助成金の詳しい内容については、お問い合わせください。  
 〔財〕21世紀職業財団千葉事務所  
 ☎043(225)2295  
**地図番号⑩**

事業主の方へお願い

**内職事業所登録をお願いします**  
 内職を提供できる事業所が不足しています。内職を提供出来る事業所がありましたら、登録をお願いします。  
**関東上総県民センター山武事務所**  
 ☎0475(54)0222  
**地図番号④**

正社員と共通の待遇制度の導入  
 パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入  
 正社員への転換制度の導入  
 短時間正社員制度の導入  
 教育訓練制度の導入  
 健康診断制度の導入  
 詳しくはお問い合わせください。  
**〔財〕21世紀職業財団千葉事務所**  
 ☎043(225)2295  
**地図番号⑩**

事業融資制度

**千葉県の中小企業向け融資(県制度融資)**  
 県では県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者(個人、会社、組合等)の方、県内で新規創業される方(創業者)に対し、事業に必要な資金を円滑に調達して頂くため、融資制度を設けています。

対象  
 中小企業者  
 ・小売業 資本金5千万円以下又は従業員50人以下  
 ・サービス業 資本金5千万円以下又は従業員100人以下  
 以下

**創業・資金の融資制度**  
 国民生活金融公庫は、小零細企業の経営を応援している国の政策金融機関です。  
 新創業融資制度(無担保・無保証)  
 新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えて

種類

1. 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) 資本金3億円以下又は従業員900人以下  
 ・ソフトウェア業・情報処理サービス業 資本金3億円以下又は従業員300人以下  
 ・旅館業 資本金5千万円以下又は従業員200人以下  
 ・医業を主たる業とする法人従業員300人以下  
 創業者  
 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。  
 対象とならない業種  
 農林漁業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)等、信用保証協会の保証対象外業種であるもの

対象とならない資金使途  
 投資資金、借換え資金(県制度内の借換制度を利用する場合を除く)、転貸資金、系列や取引先の債務を肩代わりするための資金、県外資金、生活資金等

〔財〕21世紀職業財団千葉事務所  
 ☎043(223)2707  
**地図番号⑩**

種類

いない方への融資制度です。  
 融資額・運転資金、設備資金合わせて1000万円以内  
 返済期間・運転資金5年以内  
 設備資金7年以内  
 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。  
 事業開始前、または事業開始で、税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認できることが必要です。  
 通常適用される利率に、1.2%(年利)が上乗せされます。  
**国民生活金融公庫千葉支店**  
**こくきん創業支援センター**  
 ☎043(224)4754

笑顔いっぱい! フレンドリーオフィスを募集します

千葉県では障害のある人の雇用に対する理解と促進を図るため、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている職場を「笑顔いっぱい! フレンドリーオフィス」として認定し、公表していくことにしました。

認定された「笑顔いっぱい! フレンドリーオフィス」には、認定書を交付するとともに、事業所名、障害者雇用継続のための取組等を県のホームページで紹介しますので、企業イメージの向上や社員の誇りとなるなどの効果が期待できます。

また、認定された事業所は、会社案内や名刺等にロゴマークを使用することができます。

企業・事業所の皆様の積極的なご応募をお待ちしています。  
**〔財〕21世紀職業財団千葉事務所**  
 ☎043(223)2762  
 ▶ URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/>

第30回全国障害者技能競技大会・障害者ワークフェア2008

2008 なの花アビリンピック in ちば  
 拡げよう 働くよろこび 笑顔の輪

会期：平成20年10月25日(土)  
 会場：幕張メッセ9~11ホール

入場無料  
 皆様の御来場をお待ちしています!

アビリンピック  
 パソコンなどの情報技術系や歯科技工など障がいのある人が就労している職業など22職種を競技として技能を競い合う全国大会です。

障害者ワークフェア  
 「障がいのある人もない人もともに暮らし働く街」をテーマとして会場に「働く・学ぶ・福祉・しごとを応援・暮らし」の各町並みを創造し、障がいのある人の仕事から暮らしの様子まで紹介します。また、千葉ロッテマリーンズのキャラクターショーやJEF市原・千葉の指導者によるサッカー教室など来場者が楽しめる各種イベントも実施します。

問合せ先  
**千葉県商工労働部産業人材課アビリンピック準備室**  
 TEL 043-223-2762 FAX 043-221-3730  
 HP [http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f\\_syokunou/abilym/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_syokunou/abilym/index.html)  
 「なの花アビリンピック」で検索してください!!